

Beyond

ASAHI
Research Institute

2022. 10 vol.22

アグリテックの可能性

あさひ総研

中小企業と会計慣行

ふるさと納税の返礼品は課税対象です!!!

ハラスメント防止措置

社会福社会計簿記認定試験が変更されました

Focus

株式会社アオバサイエンス

News

あさひ通信

第 207 回 稲盛和夫氏の遺訓

INFORMATION



CONTENTS

アグリテックの可能性

あさひ総研

- 01 ・事業承継
中小企業と会計慣行
- 02 ・税制
ふるさと納税の返礼品は課税対象です!!!
- 03 ・労務
ハラスメント防止措置
- 04 ・社会福祉法人
社会福祉会計簿記認定試験が変更されました

Focus 株式会社アオバサイエンス

News

あさひ通信 第207回 稲盛和夫氏の遺訓

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発行いたします。

農業分野における Technology 活用の道



アグリテックの可能性

統括代表社員 田牧 大祐

Technology を活用し有機農業の面積拡大、生産性向上を目指す企業がある。田んぼの雑草を抑制する自動ロボット「アイガモロボ」を開発する有機米デザイン株式会社^{※1}である。全国様々な地域での実証実験の結果、田んぼの除草効果の高さに加え、水稻の生産性アップの効果もあったという。「アイガモロボ」の動力源はソーラーパネルで、水田を自律走行、水中を攪拌し泥を巻き上げることで太陽光を遮り、雑草が抑制される。さらに水稻の生長に重要な「トロトロ層」が形成されることで、生産量アップの効果も出ているという。

利益率の高い有機米の生産希望者にとって除草作業の負担は大きなハードルとなっているが、「アイガモロボ」がブレイクスルーを起こす可能性を感じている。

日本は、世界的に見て農業分野の革新が遅れていると言われていたが、近年、農業領域に Technology を活用するアグリテック^{※2} が注目されている。IoT を活用した温度モニターや自動灌水システム等による生産管理、ドローンを使った各種作業、AI による収穫時期の判定、各種農産物の収穫ロボ等、生産性アップや省力化が進み、事業規模の拡大にもつながっている。

Technology は既にある。課題と Technology をアイデアでどう結びつけるかがカギであり、農業分野に限らず、どう事業に活用するかは経営者の仕事だ。

JAXA ベンチャーの株式会社天地人^{※3} は、地球観測衛星のビッグデータから農業、水産業の適地を探すサービスを展開している企業である。地表面温度、降水量の時系列情報等、様々な情報レイヤーから「農作物の高温障害リスクや病害虫リスクを調べる」や「農作物が美味しく育つ場所を探す」等のサービスを提供している。

高齢化や就労人口の不足、収益性の低さ、気候リスクといった課題の多い農業分野が、生産性アップとともに、今、魅力あるビジネスに向かっている。

アグリテックが農業を成長分野に変えている。その可能性は無限に広がる。

※1 ヤマガタデザイン株式会社が東京農工大学との共同研究契約により大学発ベンチャーとして設立（代表取締役山中大介氏）

※2 アグリカルチャー（農業）とテクノロジーを組み合わせた造語で、AI、IoT、ビッグデータ、ロボティクス等で、従来の農業の課題を解決しようとする取組

※3 宇宙航空分野の研究開発実績の利用により、国内外の課題を解決するビジネス創出を目指す JAXA 新事業促進部によるスタートアップ



中小企業の会計は、どのような基準に基づくべきでしょうか？会社法では 431 条に会計の原則として、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」と定めています。また、会社計算規則では、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならぬ」と規定されています(会社計算規則第3条)。

中小企業の会計に関する研究会 中間報告書(平成 22 年 9 月 中小企業庁 中小企業の会計に関する研究会)によれば、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」について、会社法で具体的にその内容を規定しているわけではなく、慣行は様々な基準、指針等を含みうるものだと考えられると記載されています。例えば、上場企業等に係る金融商品取引法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」としての企業会計原則(企業会計審議会)や、企業会計基準(企業会計基準委員会)は、会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に含まれると推定されるものの、これらが唯一の企業会計の慣行であると解すべき理由は無いという考え方が紹介されています。

ただし、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」は上場企業における投資家の投資意思決定に資する情報提供に主眼が置かれており、情報利用者が限られる中小企業においては、費用対効果の観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用も考えられます。

そのため日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会は「中小企業の会計に関する指針」(中小指針)を、また、中小企業庁は「中小企業の会計に関する基本要領」(中小会計要領)を、中小企業の会計の指針として公表しており、右記のような特徴があります。



山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士 広川 諭

2010 年新日本有限責任監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人)入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017 年税理士法人あさひ会計に入所後は M&A 支援、株価算定・シミュレーション、財務

デューデリジェンス、税務相談(組織再編、グループ法人税制)を担当。

中小企業と会計慣行

	中小会計要領	中小指針	企業会計基準
想定対象	中小指針と同じ(中小企業) 中小指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業	右記以外(中小企業) とりわけ会計参与設置会社	金融商品取引法の適用対象会社 会社法上の大会社
国際会計基準との関係	安定的な継続利用を目指し、国際会計基準の影響を受けないものとしている	これまで国際会計基準とのコンパリエンス等による企業会計基準の改訂を勘案している	これまで国際会計基準とのコンパリエンスを実施している
各論の項目数等	項目数: 基本的な 14 項目(税効果会計、組織再編の会計等は盛り込んでいない) 内容: 本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔かつ可能な限り平易に記載	項目数: 18 項目(税効果会計、組織再編の会計等も規定) 内容: 中小会計要領よりも詳細に記載	企業取引の会計処理全般を網羅的に規定
税務上の処理の取扱い	実務における会計慣行を踏まえて規定	以下の場合に適用できる ・会計基準がなく税務上の処理が実態を適正に表している場合 ・あるべき会計処理と重要な差異がない場合	副次的に考慮するものとされている
<例1> 有価証券の期末評価	原則として、取得原価	条件付きで取得原価を容認(市場価格のある株式を保有していても多額でない場合)	市場価格のある株式は時価評価
<例2> 棚卸資産の評価方法	最終仕入原価法を容認	条件付きで最終仕入原価法を容認(期間損益の計算上著しい弊害がない場合)	重要性のないものを除き、最終仕入原価法は不可

※「中小企業の会計に関する基本要領」(中小会計要領)の概要/平成 24 年 2 月 中小企業の会計に関する検討会 より

ふるさと納税の返礼品は課税対象です!!!

ふるさと納税とは、応援したい自治体や生まれた故郷等へ寄附できる制度です。所得控除の一つである寄附金控除の対象となり、かつ翌年度分の住民税の税額控除を行うことができます。また、寄附先の自治体から寄附額の 3 割相当の返礼品を受け取ることができることも魅力の一つです。これらのメリットを実質自己負担額 2,000 円で享受できるため、令和 3 年度で全国 4,447.3 万件の受入件数になっており、延べ利用者数は年々増加傾向にあります(詳細は 2022 年 4 月号をご参照ください)。

ふるさと納税返礼品に係る経済的利益について、自治体が調達に要した費用に基づき算定した返礼品の評価額が一時所得の収入金額となります。一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得をいいます。つまり、突発的な金品を受け取った際に課税される所得となります。主な例は図 1 をご参照ください。収入とすべき日は返礼品が自宅に到着した日(発送の通知がある場合にはその通知があった日)の属する年分が相当だろうと考えられます。

しかし、個別に各自治体へ返礼品の評価額を確認することは非常に困難を極めます。そのため、現行地方税法で返礼品調達割合を 3 割以下と限定していることから、寄附総額の 3 割を目安にふるさと納税返礼品の評価額として申告するのが現実的です。また、全ての方が申告の対象となるわけではありません。図 2 のとおり、一時所得の算式を見ると、特別控除額(50 万円)があります。一時所得に該当するものがふるさと納税返礼品に係る経済的利益のみで、評価額を寄附額の 3 割とする場合、ふるさと納税額が約 166 万円(50 万円 ÷ 30%)を超えると課税が生じることとなります。つまり、166 万円以下であれば、特別控除額内で収まり、一時所得が 0 円となるため申告が不要となります。ただし、ふるさと納税返礼品の他に、図 1 に掲げるような一時所得があった場合、申告しなければいけない可能性があります。

ふるさと納税をした総額は、確定申告書第 2 表に記載があるため容易に把握できます。申告漏れのないよう注意しましょう。



図1/一時所得の例

1	懸賞や福引きの賞金品 ^{※1}
2	競馬や競輪の払戻金 ^{※2}
3	生命保険の一時金 ^{※1} や損害保険の満期返戻金等
4	法人から贈与された金品 ^{※1,3}
5	遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金等
6	資産の移転等の費用に充てるため受けた交付金のうち、その交付の目的とされた支出に充てられなかったもの
7	付与されたマイナポイント

※1 業務に関して受けるものを除きます
 ※2 営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます
 ※3 継続的に受けるものを除きます

図2/一時所得の算式

{総収入金額-収入を得るために支出した金額^{※1}}-特別控除額(最高50万円^{※2})

※1 その収入を生じた行為をするため、または、その収入を生じた原因の発生に伴い、直接要した金額に限ります
 ※2 {}内の金額が控除額となります

例1) ふるさと納税額が総額100万円の場合
 ①ふるさと納税返礼品に係る経済的利益: 100万円×30%=30万円
 ②一時所得: {①-0円}-30万円(特別控除額)=0円 ∴ 申告不要

例2) ふるさと納税額が総額200万円の場合
 ①ふるさと納税返礼品に係る経済的利益: 200万円×30%=60万円
 ②一時所得: {①-0円}-50万円(特別控除額)=10万円 ∴ 要申告

※他に一時所得に該当するものがある場合、総収入金額へ加減算する必要があります。詳しくは弊社職員へお問い合わせください。



山形事務所
審査部
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。



令和4年4月1日から、中小企業を含めたすべての事業主に対し、職場におけるパワーハラスメント防止措置を講じることが義務付けられました。

1 パワーハラスメント（パワハラ）とは

「職場において行われる、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより労働者の就業環境が害されるもの」と定義されています。

上司から部下に限らず、同僚間、部下から上司に対して行われることも少なくありません。また、その言動を受けた者がパワハラと感じればパワハラ、というわけではなく、一般的な労働者の感じ方により判断されます。

2 事業主（会社）に義務付けられたパワハラ防止措置

「周知」義務が多く含まれますが、就業規則や掲示物・配布物に記載したり、自社ホームページで公表することで周知できます。 ※右の表を参照ください。

3 ハラスメント対応のフローを定めておきましょう

相談窓口担当者を定めて周知すれば、いつ実際に相談が寄せられるかわかりません。相談窓口担当者が相談を聴き取った後、どこまで対応すべきか、誰に報告すべきか、誰が事実確認調査を行うかの流れを、あらかじめ定めておかなければ、プライバシーを守りつつ迅速に対応することが困難です。よく見受けられるのは、相談窓口担当者が事実確認調査まで行うのか、事実確認調査は別の機関（調査委員会等）が行うのかがあいまいである状態です。相談を受け止めることも事実確認調査を行うことも、負担とリスクがあるものですので、複数人で対応する等、工夫が必要です。ぜひ、事が起こる前に、自社の対応について現実的に考えたフローを定めておきましょう。



いまの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内 3 か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に従事。2008年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010年特定社会保険労務士付記。

ハラスメント防止措置

義務付けられた措置	具体的対応方法
(1) 事業主の方針の明確化及び周知・啓発	
①パワハラとは何か及びパワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、周知する	労働局ホームページから「ハラスメントは許しません」という周知文書をダウンロードし編集して活用することができます。
②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発する	就業規則にハラスメントを禁止する旨と、具体的なハラスメント行為を列挙して懲戒事由として定めます。ハラスメント防止規程等別規程とする場合は、「別にさだめる」旨、就業規則本則に規定します。
(2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備	
③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する	①の周知文書に盛り込んで掲示したり、名刺大のカードに記載して配布したりする方法があります。
④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること	相談対応マニュアルの作成、相談窓口担当者の研修などにより、相談窓口の業務範囲を明確化し、ヒアリングのポイントや心構えを確認しておきます。ヒアリングシート等、実際に相談を受けたときに、聴き取るべきポイントをまとめたフォーマットを作成しておく、必要事項を漏れなく把握できます。相談内容と合わせて、健康被害の有無や心身への危害が加えられるおそれの有無を確認する等、相談者の身の安全を確保するための情報収集も必要です。これら被害状況から、緊急対応が必要な場合もあり、その判断基準も定めておきます。
(3) 事後の迅速かつ適切な対応	
⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること	
⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと	⑤～⑧は、対応フローを定めておきます。ハラスメント対応は直属の上司に任せたり、総務担当者に単独で行わせたりするのは望ましくありません。
⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと	
⑧再発防止に向けた措置を講ずること	
(4) そのほか合わせて講ずべき措置	
⑨相談者、行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること	⑨、⑩のいずれも就業規則に定めるとともに、相談を受ける際や、事実確認調査において当事者や第三者に対して説明については、あらかじめマニュアルに定めておきます。
⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知、啓発すること	

社会福社会計簿記認定試験が変更されました

昨年まで実施されていた社会福社会計簿記認定試験が、本年より社会福祉法人経営実務検定試験（厚生労働省後援）として、内容が大幅に変更されました。

今回はその趣旨と変更点について説明します。

これまでの経緯

- 平成17年に一般財団法人総合福祉研究会が「社会福社会計簿記認定試験」を開始し、これまで全17回の試験を実施
- 第15回の試験から、全経簿記の実施団体である公益社団法人全国経理教育協会との共催試験として内閣府より公益事業認定試験の許可を受け実施

改正の趣旨

一般企業では経理担当の新社員採用時や昇進時の判断材料、ガバナンス強化のための人材育成ツールとして、日商簿記・全経簿記・全商簿記（以下、「日商簿記等」という。）が一つの判断材料の役割を果たしているのと同様に、社会福社会計簿記認定試験も、実際の社会福祉法人に従事されている役職員の方々に日商簿記等と同様ないしそれ以上の役割りを担えないかという考えのもと試験制度の改正に至りました。

（総合福祉研究会 HP より「理事長メッセージ」を一部抜粋）

改正内容

- 会計分野の初級、中級、上級（簿記）をそれぞれ3級、2級、1級と名称変更
- 職種等に係わらず、社会福祉法人の業務に携わる全ての方を対象として、社会福祉法人の制度及び会計について、その基礎的な内容を出題範囲とする入門試験の追加
- 理事などの役員あるいは統括会計責任者等、社会福祉法人経営の中核を担う方を対象として、これまでの上級（財務管理）の内容に法人運営で必要となる幅広い知識を出題範囲とする経営管理試験の追加

なお、試験日は12月4日（日）、申し込みは11月24日（木）までとなっています。

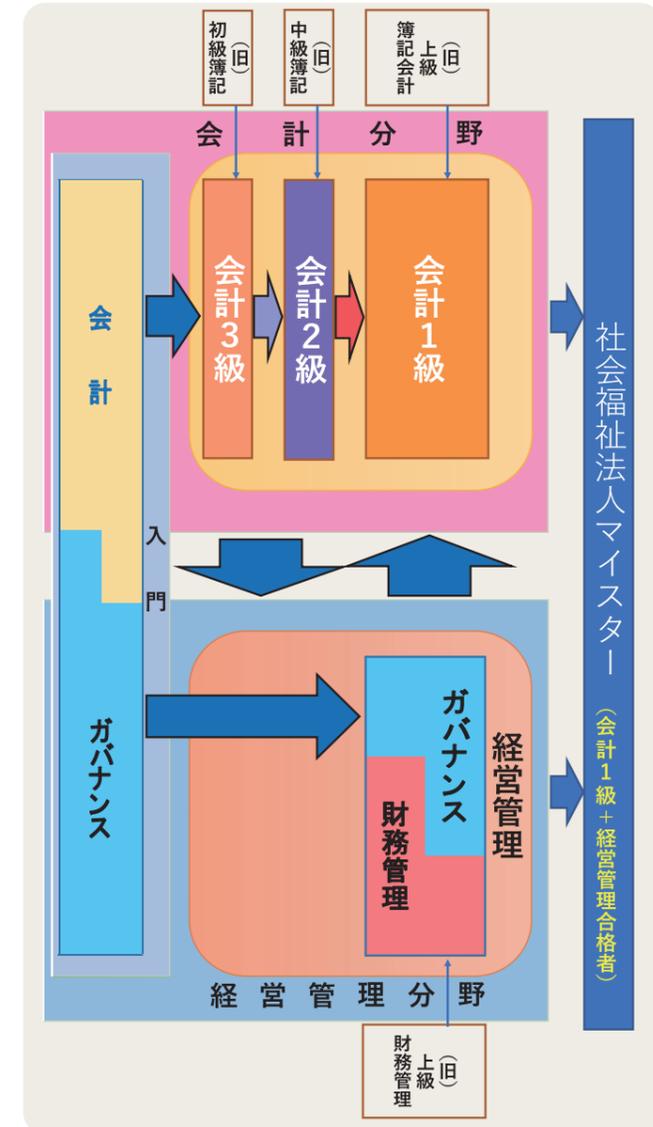
＊インターネット申込：<http://www.zenkei.or.jp/guide>
（全国経理教育協会 HP）

＊PC やスマホをお持ちでない方：03-5961-6061
（総合福祉研究会事務局）



社会福祉法人経営実務検定試験 科目構成図

2022年3月9日現在



検定試験の詳細は、一般財団法人総合福祉研究会 HP をご覧ください。

<https://www.sofukuken.gr.jp/test-10/>

（出題範囲の詳細やサンプル問題等が公表されています）



山形事務所
医療福祉部
チームマネージャー
三沢 博美

一般の事業会社のほか、医療関係及び社会福祉法人を担当。

vol.10

あさひグループが注目する、地域の企業・自治体をご紹介します

Focus

計って、量って、測ったら ついに出会えた 新たな発見。
その先の未来を見つめて…。未来の +α を創造します！

弊社は、生命科学の研究分野と最先端技術を支える精密測定・新素材研究分野に関連します、分析機器等の製品を扱う「電子・科学・計測機器専門販売商社」として1965年に設立致しました。お客様のニーズに合わせて特注品も扱い、全てにおいてお客様が満足するような対応を心掛けて、地域の研究・技術開発に貢献したいと常に思っております。地域を支える専門販売商社として邁進していきますので、今後とも宜しくお願い致します。

株式会社アオバサイエンス

株式会社 アオバサイエンス
<http://www.aoba-science.co.jp/>
 宮城県仙台市太白区富沢南二丁目 11-5
 TEL.022-243-1988 (本社代表)
 支店・営業所 / 郡山・秋田・本荘・盛岡・北上・山形・いわき・首都圏オフィス



「訪れるたびに新しいコミュニケーションが生まれ、何度でも訪れたいようなオフィスを作りたい」
 わくわくするような色使いや、過ごしやすさを追求した光差し込む明るい空間に、そんな願いを込めました。特に「測定室」はお客様が頻りに足を運ばれる場所。製品の揃えはもちろん、くつろいで頂けるための工夫を絶えず加えていきたいと考えています。

体の不自由なお客様にもご安心頂けるよう、多目的トイレを新設しました。今後も多くの方に安心してご来訪いただけますようおもてなしを工夫して参ります。



様々なお客様のニーズや課題解決に取り組む弊社ですが、東北で唯一！各種測定機を実際に利用できる「測定室」を準備しています。ニコン製品の CNC 三次元測定機をはじめ各種計測器を展示して、データ取り等のアドバイスやご導入前のお試しにと、ご利用いただける環境となっています。またメーカー認定の技術力と小回りのきく機動力で、スピーディな技術対応が大変ご好評いただいております。



弊社は SDGs への取り組みで「CoCoLo プロジェクト」に賛同しています。実際に仙台本社の建屋屋上に太陽光パネル（ソーラーパネル）を設置し、再生可能エネルギーと省エネで脱炭素社会の実現に向け、環境にやさしい企業を目指して参ります。

Chatwork のフリープランのサービス内容が変更されました

あさひグループがコミュニケーションツールとして利用している ChatWork (チャットワーク) は、多くのお客様でも導入いただき、日々の連絡等で活用させていただいております。この Chatwork のフリープランのサービス内容が2022年10月6日から変更されました。

プラン	フリー	ビジネス	エンタープライズ
料金 (1ユーザーあたり)	月額 0円	月額 500円 <small>※年間契約</small>	月額 800円 <small>※年間契約</small>
ユーザー数	100人まで	無制限	無制限
コンタクト	無制限	無制限	無制限
グループチャット	無制限	無制限	無制限
ビデオ通話 音声通話	1対1	複数人可	複数人可
承認	2段階	2段階	2段階

- <変更前>
- 累計7個のグループチャット参加が可能 (ユーザーごとに適用)
- <変更後>
- グループチャットの利用上限数撤廃
 - 直近40日以内に投稿された最新5,000件のメッセージが閲覧可能 (組織ごとに適用)

※ファイル・タスクは今まで通り全て閲覧可能です。
 ※過去のデータは保存されていますので、有料プランにアップグレードした場合には全て閲覧可能となります。

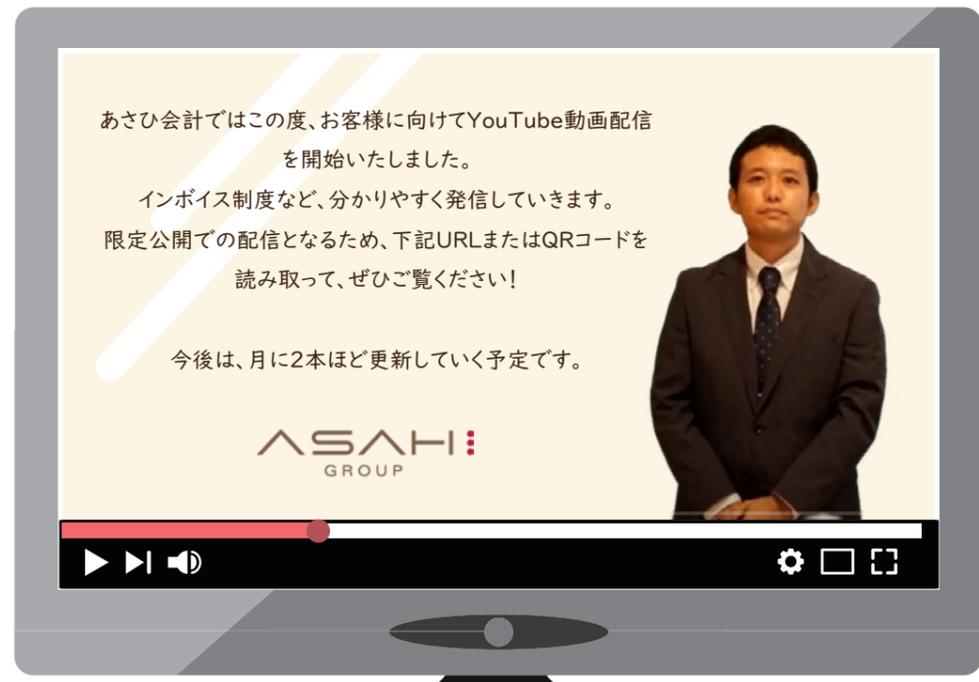
Chatwork はメールや電話よりも気軽にかつスピーディーに連絡や情報共有ができるため、ビジネスのコミュニケーションを効率化するためにも大変便利なものです。社内でのコミュニケーションツールとしても活用いただけます。有料プランへの移行を是非ご検討ください。

☆プラン・料金の詳しい説明はこちらをご参照ください。
<https://go.chatwork.com/ja/price/>

☆サービス内容変更の詳細はこちら
<https://help.chatwork.com/hc/ja/articles/9319851372185>



YouTube チャンネル開設しました



https://www.youtube.com/playlist?list=PLU9hHQY6LCZZ4WMIas8MJZjmr_tFwEK6W

- 現在配信中…【インボイス制度】①制度の概要
 【インボイス制度】②検討対象者について
 【インボイス制度】③適格請求書発行事業者の判定フローチャート
 【インボイス制度】④免税事業者の検討事項



稲盛和夫氏の遺訓

公認会計士・税理士 **栗田 健一**



京セラ名誉会長の稲盛和夫氏が、去る8月4日に逝去された。稲盛氏は京セラや KDDI を創業し、それぞれ連結売上高 1.8 兆円、5.4 兆円を超える大企業に育て、倒産した JAL の会長に就任すると2年8カ月で再上場へ導いている。そのほか中小企業経営者の勉強会「盛和塾」の塾長を務め、人類社会に多大な貢献をした人物を顕彰する日本発の国際賞「京都賞」を創設している。

私の稲盛和夫氏との関りは「盛和塾山形」の創立に加わってからの30数年に及ぶ。その間、ブラジルのサンパウロに国外初の盛和塾を開塾するというので塾生数十名と一緒に稲盛塾長に同行したり、毎年開催される盛和塾の全国大会（後に世界大会）に出席したり、盛和塾山形での勉強会などで稲盛塾長の教えを数多く学んできた。それらの中で特にインパクトのあった教えについて思い起こしてみたい。

○敬天愛人…京セラは稲盛氏の技術力と人柄にほれ込んだ人たちの資金で誕生した。27歳の稲盛氏は、一介の技術者が経営者として社員を率いる立場になったものの、「一体全体、どうやって物事を判断すればいいのか迷いに迷った」という。稲盛氏が悩みぬいた末にたどり着いたのが、同郷の西郷隆盛の教えである「敬天愛人」だった。現在「敬天愛人」は京セラの社是にもなっている。

敬天とは「人間として正しい道、すなわち天道をもって善しとせよ、己の欲や私心をなくし、利他の心をもって生きることだ」と西郷隆盛は教える。「人間として何が正しいか」は、稲盛氏の経営判断の基準であり、「京セラフィロソフィ」の根幹である。

京セラ創業3年目に、前年初めて採用した高卒社員10名ほどが血判状まで用意して稲盛氏に詰め寄ったという。「こんなボロ会社とは知らなかった」「将来が不安だ」「定期昇給とボーナスを保証してくれ」、稲盛氏は彼らを自宅に連れ帰り3日3晩話

続けたが埒が明かず、稲盛氏が「誠意だけは信じてほしい。もしそれを踏みにじるようなことがあったら私を殺してもいい」と言って反乱はようやく収まった。それ以来、会社の目的が「社員の生活を守ることに変わるようになる。悩む稲盛氏を応接室の「敬天愛人」の書が「人を愛するということは生半可な覚悟では出来ないんだよ」と静かに見下ろしていたという。京セラの経営理念は「社員の物心両面の幸せを追求する」だ。

稲盛氏は「経営者自身が考え方を磨き続けなければならない」と説く。トップが持つ人生観・哲学・考え方がすべてを決めるのであり、結局会社はトップの器量以上、人格以上のものにはならない。

○値決めは経営なり…会社に利益を生み出すのは「売上を増やす」「経費を削減する」「総労働時間を短縮する」の3つだと稲盛氏は分析するが、その中でも売上（売価 × 数量）の構成要素の1つである売価を決める「値決め」は経営そのものであると説いている。「値決め」は経営の死命を制するというのである。

売価を粘り強く1%高く設定できるのか、安易に1%安く設定してしまうのかで利益は大きく違ってくる。日本の全業種における経常利益率の平均値は5%程度である。売価を1%改善すれば利益は20%増えることになるのだが、その1%を追求できずにないがしろにしているのが日本の企業だと言ってもいい。だから日本企業の利益率が低いのだ。

稲盛氏は盛和塾の塾生に営業利益率10%を課す。利益が10%出ない様では経営とは言わないと一刀両断だ。不思議なことに塾生の企業は次々と営業利益率10%を達成している。

「値決め」とは、お客様が喜んで買ってくれる値段の一番高いところを射止める知恵、技術であり、まさに真剣勝負で経営トップがおこなうべきものであるというのが稲盛氏の哲学である。

SEMINAR

あさひ会計ホームページのWhat's New「セミナー情報」をご覧ください。
会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』 共催/日本M&Aセンター 参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。
M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。
◎各会場先着5組様限定、完全予約制※Zoomを利用したWEB形式の面談も可能です。

【山形】 10月24日(月) 【仙台】 10月17日(月) ◆時間：各会場共通
① 9:00 ② 10:30 ③ 13:00 ④ 14:30 ⑤ 16:00



ご案内HP

『経営者のためのDXセミナー』 参加費：おひとり様¥3,000

RPA や AI など、最新テクノロジーを活用したDX化の取り組みが企業競争力に圧倒的な差をつけます。会計業務などの間接業務の変化、様々な業界ごとのRPA導入の実例を紹介します。

◎紹介ツール：Microsoft Power Automate など
講師：株式会社ASAHI Accounting Robot 研究所 柏倉佑美

【山形】 10月12日(水) 【仙台】 10月14日(金) ◆時間：各会場共通
14:00～15:30



ご案内HP

『相続個別相談会』 参加費：無料

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方とご親族様に限定させていただいております。

【山形】山形相続サポートセンター ☎ 0120-652-144
【仙台】宮城相続サポートセンター ☎ 0120-954-883
◆開催日時：各会場共通
10月17日(月)
1回目/10:00～、2回目/14:00～ いずれも1時間程度



ご案内HP

『経理担当者育成1ヶ月完成プログラム』全4回 参加費：おひとり様¥22,000

経理未経験の方や、経理担当になりたての方、個人事業の経理担当の方など、基礎知識として経理を学びたい方にとって必要最低限の実務的な内容を学んでいただけます。

◎山形会場をメイン会場として、オンライン(Zoom)で同時に進行いたします。

【山形】定員15名 第1回 第2回 第3回 第4回
【WEB】 10月19日(水) 10月26日(水) 11月2日(水) 11月9日(水)
◆時間：各会場共通
13:30～16:30
スタート



ご案内HP

YouTube 動画配信中

役立つ「税」の情報を分かりやすく配信。限定公開です。



現在公開中の動画視聴はこちらから！

【インボイス制度】
①制度の概要
<https://bit.ly/3E3U8jU>



【インボイス制度】
②検討対象者について
<https://bit.ly/3rjXNq>



【インボイス制度】
③適格請求書発行事業者の判定フローチャート
<https://bit.ly/3UKmgP2>



【インボイス制度】
④免税事業者の検討事項
<https://bit.ly/3Mb15BN>



ぜひご覧ください！



株式会社アオバサイエンス (P7 参照)

Beyond vol.22

2022 年 10 月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>